

所有者探索の円滑化の方向性について

不明者がいる場合の用地取得の流れ

(任意取得)

用地取得業務の開始

- 任意取得に向けた権利者調査・交渉
 - ・登記記録、戸籍、住民票等の調査、官公署への照会、親族等への聞き取り
 - ・判明した権利者との契約に向けた交渉 等

- 不在者財産管理人制度の利用

(事業スケジュール等に照らし、任意取得が困難と判断される等の場合)

収用手続きへの移行

- 事業認定申請の準備
 - ・事業認定庁への事前相談、書類作成
 - ・事前説明会 等

事業認定申請

- 事業認定庁による審査

事業認定

- 裁決申請の準備
 - ・土地調書、物件調書の作成
 - ・権利者を過失なくして知ることができないことを説明する書類の作成 等

収用裁決申請

- 収用委員会による審理
 - ・起業者による権利者調査が必要かつ合理的なものか
 - ・申請書の公告・縦覧等に対して、権利者である旨の申し出の有無 等

不明裁決

<所要日数の目安>

- 事業認定等の適期申請ルール
(平成15年公共用地室通達)

- ・用地幅杭打設完了から3年
- ・用地取得率80% (人数ベース)

→上記のいずれか早い時期までに事業認定申請の準備に着手
→準備着手後1年後を目途に事業認定申請

約36ヶ月

約12ヶ月

約2ヶ月

※公聴会・社整審開催不要の場合

(権利者が判明している場合)

約9ヶ月

(約8ヶ月)

約7ヶ月

(約10ヶ月)

不明裁決に係る権利者調査の簡素化の検討

○現在の不明裁決に係る権利者調査の基本的な流れ

I. 公簿による調査

(登記記録、戸籍、住民票等)

公簿による調査では 判明しない場合

II. 聞き取り調査

(親族、地元精通者、近隣住民等)

※ 権利者調査は任意取得段階に行なうことが実態。

I. 公簿による調査

(登記記録・戸籍・住民票等、官公署への照会)

- ① 権利者の特定につながる客観性の高い資料であり、確実に実施すべきではないか。
- ② 一方で、固定資産課税台帳情報、地籍調査情報等、現在アクセスできない有益な所有者情報に対して、個人情報保護の観点に配慮しつつ、アクセス可能とすることは有効ではないか。

II. 聞き取り調査

(親族、地元精通者、近隣住民等)

- ③ 公簿による調査につなげる端緒情報を得るためのものであり、地域・社会環境の変化、個人情報保護等の観点を踏まえ、合理化を考え得るのではないか。

(聞き取り調査の実態)

- 親族 … 通常、公簿調査で容易に把握でき、所在の情報を得られることも多い。
- 地元精通者、近隣住民等 … 端緒情報を得られないことが多い。

※このほか、不明裁決制度の運用改善として、不明裁決に係る優良事例の収集・分析を行い、横展開をシステムатイックに行なうことを検討中。
(「不明裁決申請に係る権利者調査のガイドライン」の改訂を検討中。)

聞き取り調査に多くの労力を要した事例

遠隔地へ訪問した例

【起業者】国土交通大臣(北海道開発局) 【事業種別】道路事業

(登記名義人) 1名

登記記録、戸籍、住民票等による公簿調査を実施
→ 死亡した登記名義人の法定相続人で所在不明の者 : 1名

【不明者の追跡】

不明者1名の探索のため、

○電話(3回)・郵送(6回)による調査

→ 効果なし

○住民票の住所地(中部地方)へ3回訪問調査(訪問日数:6日)

その際、アパート管理会社、周辺住民に聞き取り

→ 効果なし

○関東地方在住の親族に聞き取り

→ 効果なし



頻繁に訪問した例

【起業者】国土交通大臣(近畿地方整備局) 【事業種別】道路事業

(登記名義人) 7名の共有

登記記録、戸籍、住民票等による公簿調査を実施
→ 共有者で所在不明の者: 1名

【不明者の追跡】

不明者1名の探索のため、

○郵送(5回)による調査

→ 効果なし

○住民票の住所地へ19回に及ぶ訪問調査

その際、アパートの貸主へ聞き取り

→ 効果なし

○親族に聞き取り

→ 効果なし

